

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成25年8月22日
国立大学法人群馬大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表します。

1. 平成24年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結しました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、①～④については平成24年度において該当する調達はありません。⑤については、建築物の改修に係る設計業務で環境配慮型プロポーザル方式による契約を行いました。（1件）

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するため、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいて環境物品等の適切な調達に努め、対象品目についてグリーン購入法適合物品の調達目標を100%達成しました。